

会議録

会議の名称	令和5年度第4回 枚方市地域包括支援センター運営等審議会
開催日時	令和6年2月26日（月） 14時～15時30分
開催場所	枚方市役所 別館4階 第2委員会室
出席者	山田 委員、秦 委員、山本 委員、緒方 委員、金田 委員、 明石 委員、遠竹 委員、中尾 委員、室田 委員、谷口 委員
欠席者	—
案件名	1. 枚方市地域包括支援センター活動報告（第10圏域：大阪高齢者生協） 2. 各枚方市地域包括支援センター実績報告について 3. 枚方市地域包括支援センター包括的支援事業委託仕様書（令和6年度～令和8年度）（案）について 4. 枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例及び条例施行規則の変更点（案）について
提出された資料等の名称	資料① 枚方市地域包括支援センターの活動報告（第10圏域：大阪高齢者生協） 資料②-1 介護予防支援委託状況報告書（令和5年4月～12月） 資料②-2 包括的支援事業実績報告書（令和5年4月～12月） 総合相談 資料②-3 包括的支援事業実績報告書（令和5年4月～12月） 活動報告 資料③ 枚方市地域包括支援センター包括的支援事業委託仕様書（令和6年度～令和8年度）（案） 資料④-1 枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例の変更点（案） 資料④-2 枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例施行規則の変更点（案） 資料④-3 介護報酬の変更（案）
決定事項	1. 案件1について報告 2. 案件2について報告 3. 案件3について報告 4. 案件4について報告
会議の公開、非公開の別	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1号、3号、6号に規定する非公開情報

審 議 内 容	
及び非公開の理由	が含まれる事項について審議等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表 枚方市情報公開条例第5条第1・3・6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、報告を行う会議の会議録のため、運営候補者決定、委託法人の評価に係ることの非公開部分については、結果のみ公開する。また発言者は非公開とする。
傍聴者の数	_____
所管部署 (事務局)	健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課

1 議 題

【案件1】枚方市地域包括支援センター活動報告（第10圏域：大阪高齢者生協）

資料① 枚方市地域包括支援センターの活動報告（第10圏域：大阪高齢者生協）

委 員：地域の人が相談しやすくなるために取り組んでいることはありますでしょうか。

センター：センター新聞の配布など広報活動に力を入れ、足を運びやすい、相談しやすい印象づくりに努めています。

委 員：相談件数が増加傾向にある理由について、人員補充が要因なのでしょうか。もしくは多くの相談を受けられるような新たな取り組みがあったのでしょうか。

センター：ケアマネジャーや民生委員との関係づくりに努めたことにより、支援者等からの相談件数が増加しているものと考えています。

委 員：今後の医療連携についてはどのような取り組みを検討されていますでしょうか。第10圏域には、認知症疾患医療センターであり、枚方市の認知症初期集中支援チームを配置している医療機関があるため、連携強化ができれば大きな強みになると思います。

センター：次年度に向けて医療機関の相談員との関係づくりに努めており、連携強化を図るための取り組みを継続します。

委 員：以前の審議会において、他の地域包括支援センターが具体的な年間計画を作成した上、その計画に沿って活動を進めたため、十分な実績に至ったのだと思いました。資料を見ると一時的な人員不足の間、地域活動数が少なかったと考えられますが、次年度以降に具体的な計画を作成することで安定した活動を行っていただけないかと思います。

令和5年11月はハイリスクアプローチに関する相談が89件であったと報告がなされましたが、ハイリスクアプローチとはどのような取り組みになるのでしょうか。

センター：次年度の年間計画については、センター内で年間計画案を作成の上、現在地域との調整を進めており、地域の活動計画等を踏まえて作成を進めているところです。

事務局：ハイリスクアプローチとは、後期高齢者で健診や医療の受診がなく、介護認定も受けておられない健康状態が不明な人等に対して、状況等を確認し、適宜健診や医療、介護サービス、市の保健事業につなげることにより、疾病予防や介護予防を図ること

を目的とした取り組みです。

【案件2】各枚方市地域包括支援センター実績報告について

資料②-1 介護予防支援委託状況報告書（令和5年4月～12月）

資料②-2 包括的支援事業実績報告書（令和5年4月～12月）総合相談

資料②-3 包括的支援事業実績報告書（令和5年4月～12月）活動報告

委員：関係機関からの相談経路件数が多く、とても多岐にわたる印象があります。また、地域包括支援センターによっては、得意の分野を生かしながら活動をされていることがわかります。

【案件3】枚方市地域包括支援センター（包括的支援事業）・指定介護予防支援事業所（介護予防支援事業）の实地指導の結果について

資料③ 枚方市地域包括支援センター包括的支援事業委託仕様書（令和6年度～令和8年度）（案）

委員：仕様書8頁の項目11 その他「契約期間内において事業継続がしがたい場合は、18ヶ月前に事由を付して枚方市に報告するものとする。」について、以前の仕様書ではどのような記載になっていたでしょうか。

事務局：以前の仕様書では、「18ヶ月前に」の箇所が「速やかに」と記載されています。

委員：仕様書7頁の項目5 職員配置におけるただし書きについての説明を改めてお願いします。

事務局：市の将来人口推計調査から導きました、令和5年度から令和10年度の65歳以上の高齢者人口の伸び率が約2.2%とされていることを踏まえ、基準日時点で担当圏域内の高齢者人口がそれぞれ8,000人又は10,000人に満たなくても、差が2.2%以内であれば、8,000人以上又は10,000人以上に応じた専門職の人員配置をお願いするものです。

委員：仕様書8頁の項目11 その他「契約期間内において事業継続がしがたい場合は、18ヶ月前に事由を付して枚方市に報告するものとする。」について、「18ヶ月前に」と限定するのではなく、「18ヶ月以上前に」とすべきだと思います。仕様書7頁の項目5 職員配置における主任介護支援専門員の要件について、センターに現に在籍している主任介護支援専門員とは別に新たに配置する者は、当該主任介護支援専門員の助言を受ける場合に限り、介護支援専門員でも足りるという考えでよろしいのでしょうか。

事務局：はい。現にセンターに在籍している主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指し、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である場合、新たに配置する者が介護支援専門員であっても差し支えないというものです。

【案件4】枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例及び条例施行規則の変更点（案）について

資料④-1 枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例の変更点（案）

資料④-2 枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例施行規則の変更点（案）

資料④-3 介護報酬の変更（案）

委員：4月から介護予防支援の指定を受ける居宅介護支援事業所がある場合、本審議会との関係についてはどのようになるのでしょうか。

事務局：まずは自治体で把握している情報の報告と委員の皆様からのご意見をいただくことになると思います。まず、現状把握をしている情報に基づき、令和6年4月1日付の以降の指定審査をすすめさせていただくことを考えております。次回の審議会が開催される時期には国から詳しい情報を得ている可能性が高いため、改めて報告をさせていただきます。

委員：介護予防支援の指定の都度、本審査会を開催するのは現実的ではないため、地域密着型サービス等運営審議会のように、直近の審議会にて事後の報告を受けることが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

（一同、同意。）

委員：居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けられるようになることと並行して、居宅介護支援事業所等への地域包括支援センターが行う総合相談支援事業の一部委託を進めていかれるのでしょうか。

事務局：地域包括支援センターが行う総合相談支援事業の一部委託につきましては、介護予防支援の指定対象拡大と併せて進めるのではなく、今後の他市の状況も踏まえて検討していくものとなります。

事務局：資料④-3に記載している単位数等の数字については厚生労働省から暫定的に示されているものを転記しているため、確定しているものではないことを申し添えます。確定値が公表されれば次回の審議会でお示しさせていただきます。

委員：案件4については次年度第1回審議会で正確な情報等が示されていると思いますので、改めて報告いただければと思います。